

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

本市は、山梨県の東部に位置し、東は上野原市、西は甲州市、笛吹市、南は都留市、上野原市、北は小菅村と隣接している。古くは甲州街道の宿場町として、また養蚕・絹織物の特産地として発展してきた。東京都心まで約 75km、県都甲府市まで約 35km の距離にあり、いずれも JR 中央本線や中央自動車道、国道 20 号などの幹線交通網でつながっている。これらの交通網と交差する国道 139 号や富士五湖方面へ向かう富士急行線などの分岐点となっており、交通の要衝となっている。

面積は 280.25 ㎢であり、北西は大菩薩南山稜、南は御坂山系、北東は秩父山系から連なる山々に囲まれ 87.6%を山林が占めている。

宅地、農地などの社会活動が行われる平坦地は、桂川及び笹子川、その支流で南北に流れる真木川、浅利川、葛野川、小沢川等に沿って狭長に分布している。急勾配な河川、溪流も多く、地震、暴風、豪雨、地すべりなど極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にある。

また、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されている。

太平洋型気候（中央高原型）に属しており、夏は暑く冬は寒く、寒暖の差が激しい気候である。気象庁の大月観測所の記録（1981-2010 年の 30 年間の観測値）によれば、年平均気温は、13.0 度であり、12 月～2 月の冬期には、最低気温の平均が氷点下となる。年降水量の平均値は、1,406.5mm であり、月別の平均降水量の変化では、8 月から 9 月に 200mm を超える降雨があり、平成 29 年 8 月には 1 時間最大 104mm の降水量を記録した。また、平成 26 年 2 月には 105cm の積雪を大月市消防本部で観測した。

②想定される地域の災害リスク

1. 土砂災害（大月市地域防災計画）

本市には下表のとおり、崩壊土砂流出危険地区が 181 箇所、土石流危険溪流が 150 箇所など土砂災害危険箇所が 583 箇所指定されている。宅地や事業所が河川沿い、山沿い、河川と山に挟まれた平坦地に狭長に分布している本市としては、家屋被害や道路の寸断などの被害が予想されている。

土砂災害等危険箇所数

	笹子	初狩	真木	七保	瀬戸	大月	賑岡	猿橋	富浜	梁川	合計
急傾斜地崩壊危険区域	1	2	2	6	11	7	2	8	5	3	47
急傾斜地崩壊危険区域指定箇所	1	2	2	9	10	16	0	5	4	2	51
急傾斜地崩壊危険箇所	4	4	11	18	22	17	24	25	17	12	154
土石流危険溪流	11	13	10	24	17	16	20	22	7	10	150
崩壊土砂流出危険地区	22	13	11	22	19	11	49	22	6	6	181
合計	39	34	36	79	79	67	95	82	39	33	583

※令和元年・台風 19 号による被害状況

令和元年 10 月 12 日（土）から 13 日（日）にかけて発生した台風 19 号による、大月市内の被害状況は次のとおりである。

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| ・床下浸水：1 件 | ・土砂流入：1 件 | ・土砂崩落：6 箇所 |
| ・土砂流出：7 箇所 | ・土砂堆積：1 箇所 | ・路面冠水：3 箇所 |
| ・路面陥没：2 箇所 | ・路肩崩壊：3 箇所 | ・路側決壊：1 箇所 |
| ・路側陥没：2 箇所 | ・法面崩壊：1 箇所 | ・倒木：4 箇所 |
| ・橋損壊：1 箇所 | | |
| ・避難所開設：8 箇所 | | |
| ・避難者数：601 人 | | |

2. 地震（大月市地域防災計画）

大月市は平成 10 年 3 月、次の地震を想定して「大月市地震被害想定調査報告書」を発表している。

- (1) 東海地震
- (2) 南関東直下プレート境界地震（大月市に最も影響を与えるモデル M9 を採用）
- (3) 活断層地震（大月市に最も影響を与える地震である藤の木・愛川断層地震を想定）

※地震動・液状化

地震動については、市の南西部で震度 5 強、北東部で震度 5 弱が想定され、南西部の一部で震度 6 弱の地域が見られる。液状化危険度は、「大」「中」「小」「極小」「対象外」の 5 段階で評価されるが、本市においては、国道 20 号線と 139 号線に挟まれた葛野川流域に「危険度大」の地域が見られるほか、南部に「極小」から「中」間での地域が点在する。その他は「対象外」である。

地震動による急傾斜地崩壊危険箇所 349 箇所のうち 13 箇所が「危険性が高い」、108 箇所が「危険性がある」と想定され、また、地すべり危険箇所は 3 箇所が「危険性が高い」、8 箇所が「危険性がある」と想定されている。

	ランク A (危険性が高い)	ランク B (危険性がある)	ランク C (危険性が低い)	合計
急傾斜地崩壊危険箇所	13	108	228	349
地すべり危険箇所	3	8	0	11

3. 雪害

本市において、降雪による被害は少ないが、まれに見られる大雪による市民の安全と交通の確保を図るため、国、県、市並びに関係機関の相互連携により、除雪作業の調整を行い除雪の円滑化を図る。また、生活道路の除雪については、受益者並びに市民の協力を得て、除雪の円滑化を図るものとして、地域住民の安全な生活の確保と孤立化の防止に努める。

4. 感染症

新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等は、今までに流行していない感染症で罹りやすく、罹ったときに重症化する恐れがある。世界的に急速にまん延し、企業活動に大きな影響を与えると予想されるため、発生時には国家の危機管理として対応することになっており、大月市でも市民の生命及び健康を保護し、市民生活や経済に与える影響を最小にするために対策を行っている。

(2) 商工業者の状況（令和3年9月1日現在）

- ・ 商工業者等数 1,270 人
- ・ 小規模事業者数 1,204 人

【商工業者の業種別内訳】

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業 宿泊業	サービス 業	その他	合計
265	271	37	227	108	149	213	1,270

【事業所の立地状況等】

- ・ 建設業：市内に広く分散している。
- ・ 製造業：市内に広く分散している。
- ・ 卸売業：事業所は少なく、市内に広く分散している。
- ・ 小売業：市内中心地に商店街が形成され、他に富浜町鳥沢と大月町真木地区に商店が点在し広く分散している。
- ・ 飲食業・サービス業：飲食店は大月市駅周辺に集積がある。他は市内に広く分散している。
- ・ その他：市内に広く分散している。

(3) これまでの取組

【大月市の取り組み】

1. 大月市地域防災計画の策定

本市では、平成27年2月に大月市地域防災計画を策定し、災害対策基本法第42条の規定に基づき本市の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、大月市防災会議が策定し災害時における情報収集に努めることとしている。

2. 防災訓練の実施

災害からの被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するため、啓発活動や防災教育の普及に努めている。

3. 防災、感染症等対策備品の備蓄

市内15箇所に防災備蓄倉庫を設置し、備蓄品を管理している。

4. 大月市地域防災計画の市内への周知

本市ホームページに大月市地域防災計画を掲載し、周知している。

5. 災害時の避難場所開設

6. 大月市土砂災害ハザードマップをホームページに掲載している。

https://www.city.otsuki.yamanashi.jp/anshin/bosai_saigai/hazardmap.html

【本会の取り組み】

1. 事業者BCPに関する国の施策の周知

小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識・理解していただくため、国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」の小冊子や新たに防災・減災に取り組む管内小規模事業者への専門家派遣について会合や会報等を通じて、本会役員・会員を中心に防災知識の普及啓発・周知を行ってきた。

また、巡回訪問時に小規模事業者に対して、関係資料の配布・周知も行ってきたのをはじめ、本

会ホームページや会報において、ＢＣＰの必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。

2. 事業者向けＢＣＰ策定セミナーの開催

本会主催での小規模事業者向けのＢＣＰ策定セミナーを毎年1回のペースで開催し、ＢＣＰ策定の必要性や策定方法、手順などについての啓蒙活動を行っている。

3. 損害保険への加入促進

全国商工会連合会では、「ビジネス総合保険制度」、「全国商工会情報漏えい保険」、「業務災害補償プラン」、「商工会の休業補償制度」について各損害保険会社と業務提携し、制度運営・普及の促進を行っている。また小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクヘッジ対策として、山梨県商工会連合会と連携した普及・加入促進を行っている。

Ⅱ 課題

- (1) 災害時の情報提供や情報収集は、市をはじめとする各関係機関との連携が不可欠であるが、現状では、緊急時における具体的な連携体制が整備されていない。
- (2) 事業者ＢＣＰを策定済の小規模事業者であっても、ＢＣＰの実践訓練まで実施しているものは少ないと思われる。
- (3) 小規模事業者にとっては、利益の確保や経営の安定といった事柄が、災害時の事業継続よりも優先すべきものとなっており、事業者ＢＣＰの策定まで手が回っておらず、それほどの必要性も感じていないと思われる。

Ⅲ 目標

大月市地域防災計画に基づき、発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、市、商工会が一丸となって取組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のために次の取組を行う。

また、大規模自然災害の対応と併せ、令和2年をはじめから全世界を震撼させ、大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症に係る経験を活かし、感染症対策についても対策と発生時に対する拡大防止措置が速やかに行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。

(1) 管内小規模事業者へのＢＣＰ策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のＢＣＰ策定支援を強化する。

(2) 被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、本市、本会との間における被害情報報告ルートを構築する。

(3) リスクファイナンスを活用したＢＣＰ対策の啓発

災害・感染等による被害発生時においても、いち早く経営活動の再開が図られるよう、共済・保険制度の活用についての啓発活動を展開する。啓発活動においては、山梨県商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」を活用する。

(4) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

2022 年（令和 4 年）4 月 1 日 ～ 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・商工会と市による役割分担と体制を協議し、連携する中で以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・本会では、多発する自然災害や事故・病気、感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。
- ・平成27年2月に改正された「大月市地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回や窓口での経営支援の際に、東京海上日動火災(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)が提供するハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・本会ホームページや商工会会報、市広報、市内回覧等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対してBCP 策定の重要性を説明し、山梨版BCP 作成シートや全国連と東京海上日動火災（株）が共同で作成した中小企業・小規模事業者のためのBCP ヒアリングシート、作成シート等を活用し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練、リスクファイナンス等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者等へ常に最新の正しい情報を周知する。
- ・事業者の携帯電話番号などの万が一の際に連絡の取りやすい情報を取得・把握する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・2024 年（令和 6 年）3 月までに作成

③関係団体等との連携

- ・専門性が必要とされるBCP策定やリスクファイナンスについては、適切な情報やノウハウ

ウを有する保険会社等と連携し事業者の支援にあたる。

- ・ 連携する東京海上日動火災(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)の提供する事業所所在地のピンポイントのハザード情報を事業者を提供し、自然災害等の危険度を周知する。
- ・ 連携する各保険会社に専門家派遣を依頼し、事業者を対象とした普及啓発セミナーや、リスクに対応するための損害保険、生命保険等の紹介を行う。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファインナス対策として各種保険（生命保険、損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も行う。
- ・ 山梨中央銀行大月支店、山梨信用金庫大月支店、都留信用組合大月支店、山梨県民信用組合都留支店と連携し、ＢＣＰ 策定の必要性を周知する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

④フォローアップ

- ・ 管内小規模事業者に対し、事業者ＢＣＰ等の取組み状況を把握すべく、巡回等の接触時に聞き取り調査を適宜実施する。これにより得た情報（進捗状況／進まない理由／課題）をもとに、商工会職員と専門家が連携し伴走型個別支援を実施する。各業界団体と連携させたセミナーを実施し、小規模事業者の計画作成を推進する。
- ・ 大月市事業継続力強化支援協議会（構成員：本会、本市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・ 災害種類（地震・水害・雪害・感染症等）と被害レベル、さらに災害発生時期（季節と時間）を想定し、大月市との連絡ルートの確認等を行う。（毎年９月上旬に実施）
- ・ 訓練は必要に応じて実施する。

＜2. 発災後の対策＞

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助を第一として、その上で以下の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後２時間以内に職員の安否報告を行う。
（ＳＮＳ等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を本会と本市で共有する。）
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、大月市における感染症対策本部設置に基づき本会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・本会と大月市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・方針決定は2者間で協議し、応急対策の内容は概ね次の判断基準とする。

【被害規模状況の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）】

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	①地区内10%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ②地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ③被害が見込まれる地域において、連絡がとれない、もしくは交通網が遮断されており確認がとれない。	①緊急相談窓口の設置 ②被害調査・経営課題の把握 ③復興支援策を活用した支援業務
被害がある	①地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ②地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。	①緊急相談窓口の設置 ②被害調査・経営課題の把握
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない。	特に行わない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

※職員の応急対策活動については、内閣府「避難情報に関するガイドライン」の設定した警戒レベルに基づき、警戒レベル3以上の際には自身の安全が確保でき次第出勤し、災害に対する準備活動を行う。

警戒レベル2以下の際には自身の安全を確認の上出勤し、情報収集を行う。

警戒レベル別応急対策活動は下表のとおり

警戒レベル	災害時における職員の応急対策活動内容
警戒レベル3以上	災害内容を把握し、情報伝達対応と市との避難準備等の連携協力を行う
警戒レベル2以下	職員が災害情報収集し、市との連携協力と共に災害内容等の確認を行う

【情報共有の頻度】

- ・本計画により、本会と本市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する。
2週間～3週間	1日に1回程度共有する。
4週間～2ヶ月	3日に1回程度共有する。
2ヶ月以降	1週間に1回程度共有する。

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・小規模事業者の被害状況の把握及び報告については、全国商工会連合会が開発した「商工会災害システム」を活用する。商工会職員等が確認した被災状況を携帯端末から入力することで、商工会連合会、全国商工会連合会と情報共有を行う。また、備考欄に必要な物資や要望等を記載する

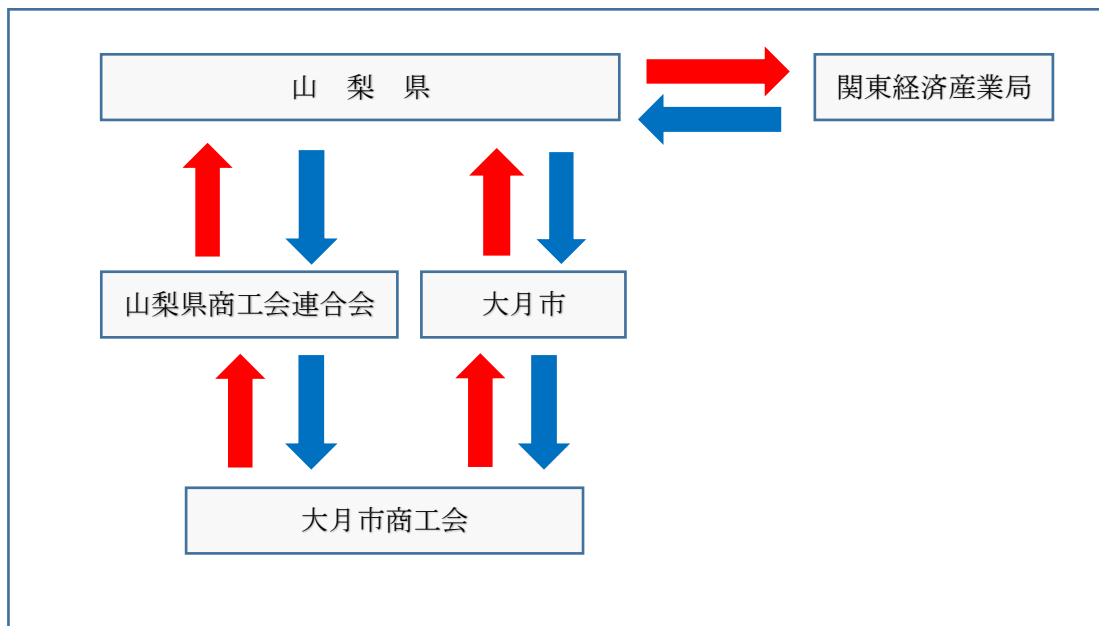
など、CSV に出力した情報を市・県に対して迅速に報告する。

【商工会災害システム把握及び入力情報】

項 目	内 容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	・経営者 ・家族 ・従業員 (軽傷、重傷、行方不明、死亡)
物的被害状況	・店舗工場 (全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・社長自宅 (全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・商品・機械・器具備品・車両
被害額 (円)	・被害状況の確認方法、被害額の算定方法についてはあらかじめ確認しておく
写真	被害を受けた状況
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項等

- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会と本市が共有した情報を、山梨県の指定する方法にて本会又は本市より山梨県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、本会と本市が共有した情報を山梨県の指定する方法にて本会又は本市より山梨県へ報告する。

【連絡体制】



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、大月市と相談する。
(本会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。

知する。

- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

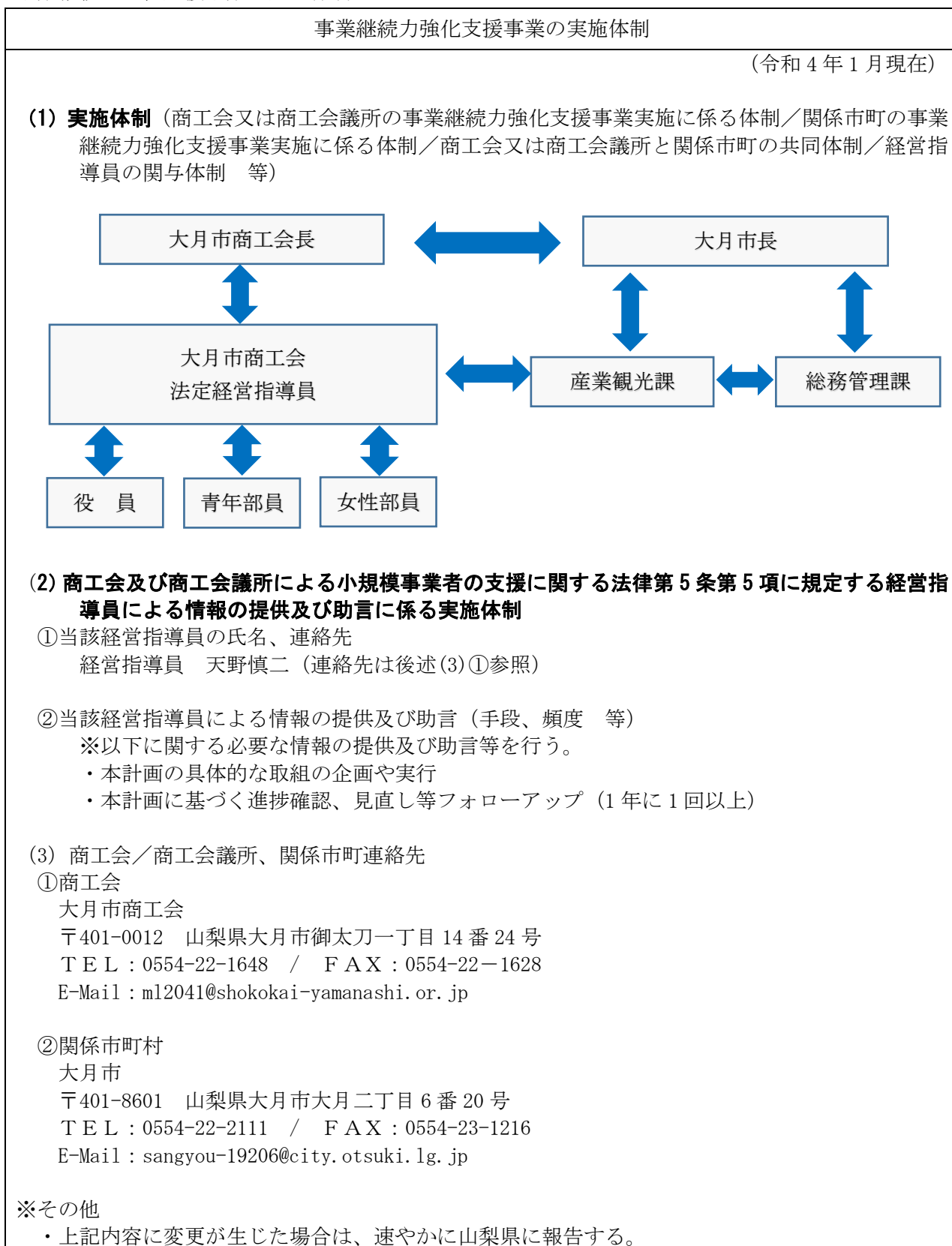
- ・山梨県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山梨県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必要な資金の額	700	600	600	600	600
・チラシ等作成費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・BCP策定支援	300	300	300	300	300
・防災、感染症対策費	150	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
・会費収入、大月市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①山梨県商工会連合会 〒400-0035 山梨県甲府市飯田 2-2-1 山梨県中小企業会館 3 階 ②山梨県火災共済協同組合 〒400-0032 山梨県甲府市中央 1-12-37 ③東京海上日動火災保険株式会社山梨支社 〒400-0032 山梨県甲府市中央 1-12-28 ③あいおいニッセイ同和損害保険株式会社山梨支社 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内 3-20-5
連携して実施する事業の内容
①業務上の巡回相談時や窓口相談時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済制度等の加入の確認を行い、未加入事業所には共済制度に係る説明や保険会社等と連携したリスク回避に備えた支援を実施する。 ②山梨県商工会連合会が連携協定を結ぶ、山梨県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険㈱及びあいおいニッセイ同和損害保険㈱にリスク管理の専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや個別相談会の開催や損害保険会社の紹介等も行う。 ③その他BCP・事業継続力強化支援計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携しながら実施する。
連携して事業を実施する者の役割
①、②、③とも、専門家の見地から自然災害・感染症等のリスクに備え、事前に必要と考えられる保険の加入確認、また、有事の際を見据えた準備の再確認等の対応に備える各種支援機会の提供を行う。 具体策として、 ・商工会会員事業者等に対する災害・労務リスク対策のノウハウ提供 ・商工会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供 ・災害・労務リスク対策セミナー、個別相談会の共同開催及び講師派遣 ・災害・労務リスク対策ツールの提供等 また、有事の際には迅速に復旧できるよう、その課題について緊密な情報交換を図り、本計画に基づく具体的な再起支援を実施する。

連携体制図等

